

株式会社熊本銀行が実施する 株式会社ゼンケイに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社熊本銀行が実施する株式会社ゼンケイに対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2025年3月27日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社ゼンケイに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社熊本銀行

評価者：株式会社 FFG ビジネスコンサルティング

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社熊本銀行（「熊本銀行」）が株式会社ゼンケイ（「ゼンケイ」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社 FFG ビジネスコンサルティング（「FFG ビジネスコンサルティング」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。熊本銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、株式会社福岡銀行営業統括部（サステナビリティ推進グループ）（「福岡銀行営業統括部」）及び FFG ビジネスコンサルティング、並びに株式会社長崎経済研究所（「長崎経済研究所」）と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、熊本銀行、福岡銀行営業統括部、FFG ビジネスコンサルティング、長崎経済研究所にそれを提示している。なお、熊本銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

熊本銀行及び FFG ビジネスコンサルティングは、本ファイナンスを通じ、ゼンケイの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、ゼンケイがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

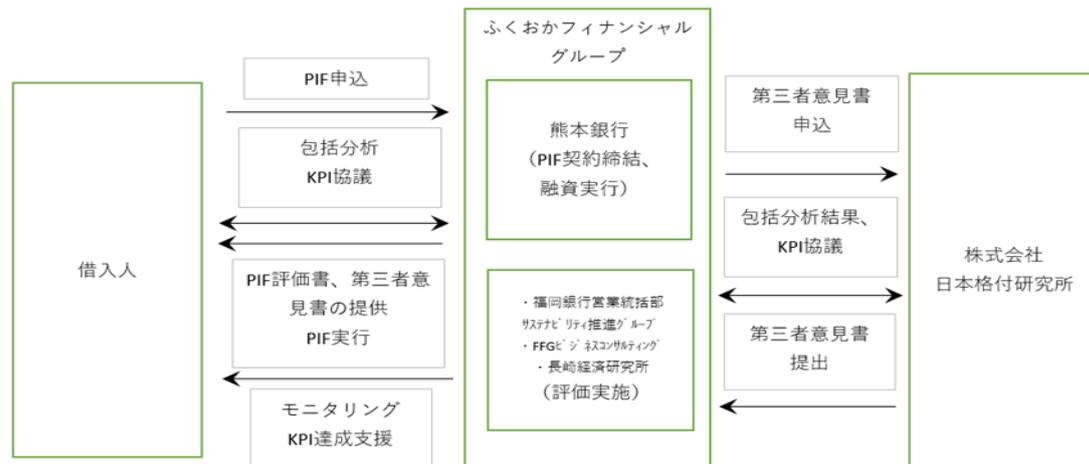
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

¹ 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

JCR は、熊本銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

(1) 熊本銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：熊本銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、熊本銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、熊本銀行、福岡銀行営業統括部、FFG ビジネスコンサルティング、長崎経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て FFG ビジネスコンサルティングが作成した評価書を通して熊本銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の

専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、FFG ビジネスコンサルティングが、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるゼンケイから貸付人である熊本銀行及び評価者である FFG ビジネスコンサルティングに対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

-
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
 - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
 - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
 - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの
-

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置された
ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス
の基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

永安 佑己

永安 佑己



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとの関係とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

<FFG> ポジティブ・インパクト・ファイナンス 評価書

対象企業：株式会社ゼンケイ

(熊本銀行 鹿児島支店 取引)

発行日：2025年3月27日

 熊本銀行

 FFGビジネスコンサルティング

株式会社熊本銀行(以下、当行)ならびに株式会社FFGビジネスコンサルティング(以下、当社)は、当行が株式会社ゼンケイ(以下、同社)に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたり、同社の活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響およびネガティブな影響)を共同で分析・評価しました。

分析にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたくうえで、中小企業^{*1}に対するファイナンスに適用しています。

*1 IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

目次

<要約>	2
1.会社概要.....	4
1-1 社是・経営理念.....	4
1-3 事業概要	9
1-4 特色・業界動向	16
2.サステナビリティ活動.....	19
2-1 Sustainable Scale Index を通じた ESG/SDGs の取り組み内容	19
2-2 ESG の取り組み.....	21
2-3 SDGs 登録制度への取り組み	35
3.包括的分析.....	36
3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析	36
3-2 個別要因を考慮したインパクトエリア／トピックの特定	37
3-3 特定されたインパクトエリア／トピックとサステナビリティ活動の関連性	39
4.KPI の設定.....	40
5.マネジメント体制	43
6.モニタリング体制	43

<要約>

同社は鹿児島県で事業を展開する警備会社である。1980年設立以降、順調に業務規模を拡大し、4支社・3営業所・1出張所を構えており、離島を除く県内のほぼ全域をカバーできる体制を整えている。

常駐警備や機械警備、交通誘導警備など様々な警備に対応している他、セキュリティ機器や防犯・防災グッズの販売、AED(自動体外式除細動器)のレンタルなど、警備から派生する業務にも幅広く対応している。

常駐警備



機械警備



交通誘導警備



セキュリティ機器



ホームセキュリティ



AED販売・レンタル



〈同社ホームページより〉

当行が同社に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたり、当社がUNEP FIのインパクト分析ツールを用いて同社のサステナビリティ活動等を分析した結果、ポジティブ面では「教育」「雇用」「賃金」のインパクト、ネガティブ面では「自然災害」「健康および安全性」「社会的保護」「ジェンダー平等」「年齢差別」「その他の社会的弱者」のインパクトが特定された。

環境・社会・経済の各項目へ影響を与えるそれらのインパクトを、増大もしくは低減するための同社の取組みを分析したうえで、当行と同社でKPIを設定した。

今後、同社の持続可能性を高めるため、当行はKPIの達成状況をモニタリングするとともに伴走支援する。

〈同社のサステナビリティ/ESGの取り組み〉

環境面	<ul style="list-style-type: none"> ① 脱炭素社会実現に向けた活動 ② ゴミ・リサイクル資源の分別・管理
社会面	<ul style="list-style-type: none"> ① 労働環境の改善 ② 人材育成 ③ ダイバーシティへの取り組み ④ 社会貢献活動 ⑤ 災害対応
コーポレートガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ① 適切な情報開示と透明性の確保、取締役会の責務 ② 情報管理・取り扱い

〈KPI〉

テーマ	KPI (要約)
BCPの策定	◆ 2024年度中にBCPを策定し、2025年度より運用実施
資格取得によるサービス品質の向上および人材育成	◆ サービス介助士資格の取得
労働安全の取り組み	◆ ウェアラブルカメラの導入
女性従業員の活躍推進	◆ 従業員に占める女性従業員の割合を現在の9.8%から15%以上へ増加

今回実施予定の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

融 資 金 額	100,000,000 円
資 金 使 途	運転資金
モニタリング期間	7年

1.会社概要

1-1 社是・経営理念

【社是】

『社会報恩』

企業理念

- 一、私たちは、
いかなる時も前向きに考動する。
- 一、私たちは、
安心安全の追求と実行を使命とする。
- 一、私たちは、
一期一会に感謝し地域と共に繁栄する。

ゼンケイ

<トップメッセージ>

『基本は人なり』を抱き、新しい時代（SDGs）へ

当社は、鹿児島県全域(一部離島を除く)で警備業及び清掃業、警備機器の販売・リースを本業とし、創業45周年を迎えました。これもひとえにお客様をはじめとして、お取引先や社命を理解しともに歩んできた従業員のおかげであると、深く感謝しております。

安全安心大国の日本において警備業というものは、警備サービス業としての需要が多いと感じております。お客様の生命、財産等をお守りし安全を担保するのはもちろんですが、平時により皆様に安心感を抱いていただくための、サービス(接遇・教育・人間性)が重要と心得ます。

当社は『基本は人なり』をモットーに創業当時から今まで歩んできました。少子化進行や、科学や技術の高度な進歩により、機械化やロボット化・AI化が進んでいる現代ですが、当社はこれからも変わらず『基本は人なり』のモットーで、時代に即した警備業を追求し社会に貢献する所存でございます。

今回、今後の進むべき道を数値化することが持続可能な社会への大きな貢献になると考え KPI(指標と目標)を設定しました。そして、確実な成長をし、さらに地域から必要とされる企業になることを目指し、従業員一丸となり、努力と追及を続けてまいります。

今後ともご指導ご鞭撻のほど賜りますように、お願い申し上げます。

株式会社 ゼンケイ
代表取締役 上笹貫 祥寛

1-2 会社概要

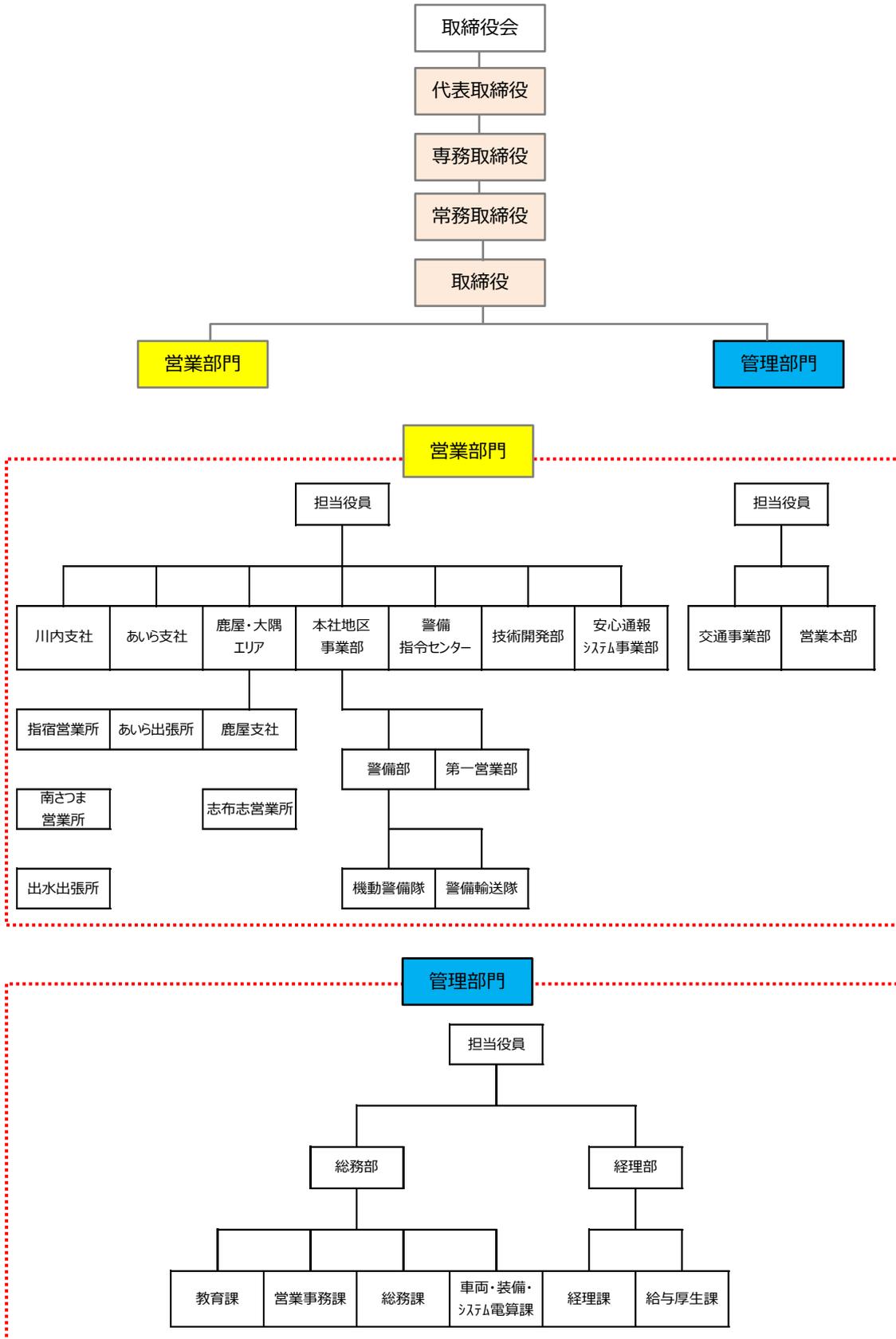
企 業 名	株式会社ゼンケイ	
代 表 者	上笹貫 祥寛 (かみささぬき よしひろ)	
役 員	専務取締役	濱崎 洋
	常務取締役	内田 誠司
	取締役 技術開発部長	坂上 考
	監査役	上笹貫 はつみ
	監査役	上笹貫 優子
所 在 地	鹿児島県鹿児島市錦江町7番35号	
設 立	1980年10月7日	
従 業 員 数	410名 (2024年6月1日現在)	
資 本 金	70,000,000円	
業 種	警備業	
事 業 内 容	常駐警備、機械警備、交通誘導警備、ホームセキュリティ、防犯・防災グッズ販売、AED販売・レンタル	
事 業 所	本社	鹿児島市錦江町7番35号
	川内支社	鹿児島県薩摩川内市花木町17-25
	あいら支社	鹿児島県始良市加治木町朝日町235番地
	鹿屋支社	鹿児島県鹿屋市田崎町2812-1
	南さつま営業所	鹿児島県南さつま市加世田本町7番2号
	指宿営業所	鹿児島県指宿市西方2919-3
	出水出張所	鹿児島県出水市昭和町27-3出水センタービル3F
	志布志営業所	鹿児島県志布志市志布志町志布志2丁目1-14
沿 業 革	1968年3月	東京都練馬区北町 8 丁目34番地10号にて発足
	1971年6月	鹿児島市松原町13-21にて鹿児島営業所開設
	1980年10月	東京本社より営業所開設10周年をもって資本金500万円 で全国警備保障株式会社として鹿児島県に発足
	1983年4月	資本金1,000万円に増額
	1992年9月	本社所有地ビルを購入し全警ビルに名称変更
	1997年9月	資本金4,100万円に増額
	2001年5月	資本金7,000万円に増額
	2005年7月	鹿児島支社と本社が合併 他11支社・営業所を統合し、川内・あいら・鹿屋・南さつま各支社を設立
	2013年11月	本社移転
	2014年6月	鹿屋支社移転

	2014年7月	谷山営業所設立
	2014年8月	あいら支社から霧島支社へ名称変更および移転 おおすみ支社から志布志営業所へ名称変更
	2018年1月	事業規模拡大により鹿児島市錦江町に本社屋購入し移転 鹿児島中央支社開設 鹿児島南支社開設
	2020年10月	全国警備保障株式会社から株式会社ゼンケイへ名称変更
	2022年1月	南さつま営業所移転
	2022年7月	鹿児島中央支社と鹿児島南支社を統合し、本社地区事業部を開設 新規に交通事業部・事業推進部を開設
	2023年8月	霧島支社からあいら支社へ名称変更および移転
指定管理施設	とうごう五色親水公園（鹿児島県薩摩川内市） 唐浜海水浴施設（鹿児島県薩摩川内市）	
加盟団体	一般社団法人全国警備業協会 一般社団法人鹿児島県警備業協会	



〈同社ホームページより〉

〈組織図〉



〈本社〉



〈鹿屋支社〉



〈川内支社〉



〈あいら支社〉



〈南さつま営業所〉



〈同社ホームページより〉

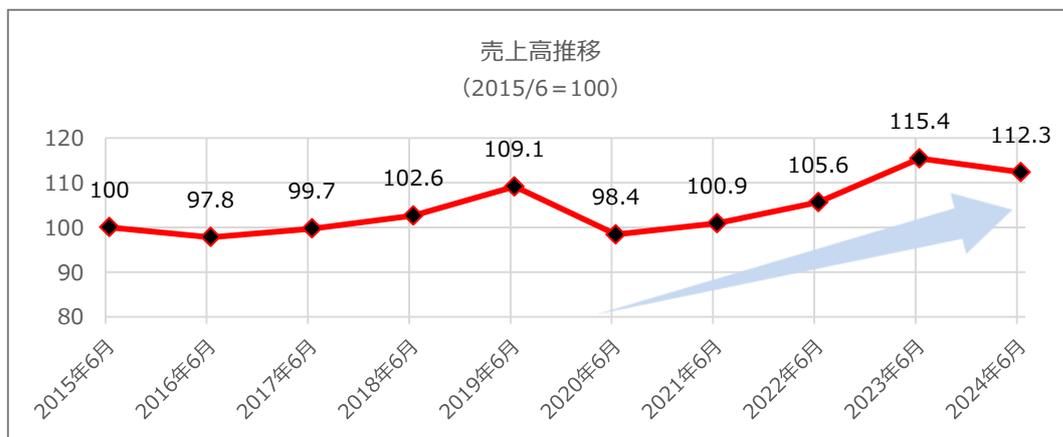
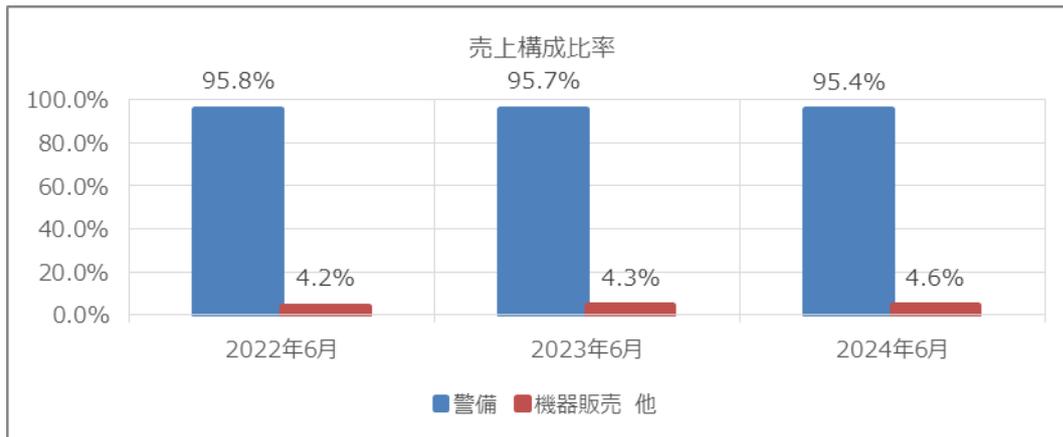
1-3 事業概要

同社は鹿児島県中心部に本社を置く総合警備業者である。1968年に現代表者の伯父が東京にて全国警備保障株式会社を設立し、同社は鹿児島営業所として事業を開始した。

1980年に全国警備保障株式会社から独立し、現代表者の実父が鹿児島県にて全国警備保障株式会社を設立した。2000年に現代表者が代表取締役へ就任以降、支社・営業所を開設している。その後、2020年に社名を株式会社ゼンケイへ社名変更を行い現在に至っている。施設における盗難等の事故発生の警戒および防止、人身の安全確保など、あらゆる警備のご要望に応えられる警備員の育成と質の高い警備の提供に取り組んでいる。

同社のメイン業務は警備業であり同社の売上高の約95%を占めている。他、セキュリティ機器や防犯・防災グッズの販売やAEDの販売・レンタルを行っている。売上高については、2020年の年初から日本でコロナが流行し始めて売上高は落ち込んだものの、その後は徐々に回復している。

2025年1月現在、常駐警備・機械警備・巡回警備の契約件数は約2,900件、交通誘導警備の直近1年間の契約件数は800件余り、AEDの契約件数は56件である。契約先は民間企業をはじめ、県立学校・学校法人・医療法人・社会福祉法人・NPO法人など多岐にわたっている。



〈同社提供資料により当社作成〉

ゼンケイが守るあなたの未来



ゼンケイ トータルセキュリティシステム



〈同社ホームページより当社作成〉

〈業務内容〉

常駐警備

不特定多数の人が利用するデパート・ホテル・銀行・飲食店では、必要な数の警備員を常駐させ、きめ細やかな警備体制で対応している。出入管理・火災・盗難防止のほか、駐車場整理・受付・夜間電話連絡・商品管理など様々な事務的業務も代行している。人でなければ出来ないきめ細やかな人的警備と24時間絶えず監視を行う機械警備、そして同社組織力を活かした独自のネットワークシステムで利用者の安全だけでなく経営者の安心までもサポート対応している。

強さと優しさが、安心の源



〈同社ホームページより〉

交通誘導警備

道路・建築工事現場、駐車場などにおいて一般車両や歩行者の通行の安全を図り、車や人の流れをスムーズにし、渋滞や事故の発生を未然に防止する業務を行っており、雨の日や夜間も細心の注意を払いながら任務を遂行している。また、祭りやイベント会場、コンサート会場において、群衆心理により思わぬ事態が発生する可能性がある状況下においても、プロの警備員が連携を取りながら緊急対処にあたり安心の流れをつくり、夜間は会場の巡回も行っている。列車見張りにおいても特別の資格認定者が、列車のタイムテーブルをみて線路工事の安全を確保している。

確かな誘導が安心の流れを作る

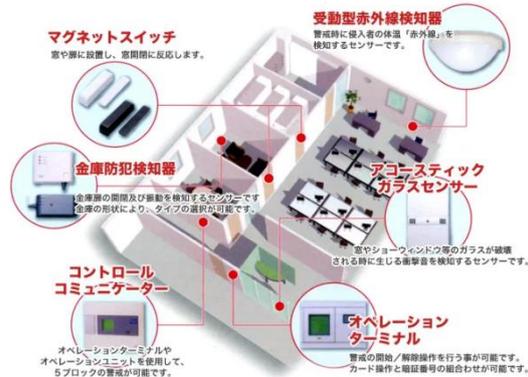


〈同社ホームページより〉

機械警備

顧客の施設に火災や建造物への侵入を感知するセンサーを設置し、同社の警備センターにて24時間365日体制で遠隔監視している。センサーが異常を感知すると、その信号が通信回線を通じて警備センターに自動送信され、警備センターからの指示のもと、待機中の機動員が直ちに現場へ急行しスピーディーな対応を行っている。

シチュエーションに合わせたシステムが安心の源



〈同社ホームページより〉

ホームセキュリティ

住まいの要所に設置した各種センサーが異常を察知するとオンラインで警備センターと結ばれ、24時間365日ご家族の生活を見守ることができる。これは鹿児島市と業務契約している「ひとり暮らし高齢者等安心通報システム」(P13以降)にて詳細説明するが、例えば、予め設定した時間内に反応がない場合はセンサーが異常とみなして警備センターへ通報するセキュリティサービスであり、高齢者の一人暮らし向けに好評である。

警備センターでは、住宅地図を利用したセキュリティナビシステムを導入しており、非常通報信号をキャッチすると、一番近いパトロール車が迅速に駆けつけることができると同時に、警察・消防・ガス会社と連携し適切な処置を実施する。

あなたと家庭と住まいを守る ライフスタイルに合わせたホームセキュリティ



〈同社ホームページより〉

AED 販売・レンタル

不測の緊急事態に対応できるAED機器一式の販売および、レンタルプランを提案している。設置契約した顧客に対しては「操作方法」「AEDはどんな時に必要なのか」「胸骨圧迫とは」など、管理方法や取扱いの講習を行っている。

AEDサポートプラン内容

追加費用は
不要

電極パッド交換不要
※未使用時

電池パック込み
※3年で交換が必要

+

アフター
サービス

消耗品の交換
定期点検
安心の5年保証



ZOLL AED Plus
保証期間：5年間



成人用パッド
CPR-D-padz
有効期限：製造より66ヶ月(5年間交換不要)

バッテリー
5年間買い替え不要(設置より3年後、付属のバッテリーに交換作業必要)
Duracell リチウムバッテリー (123A)

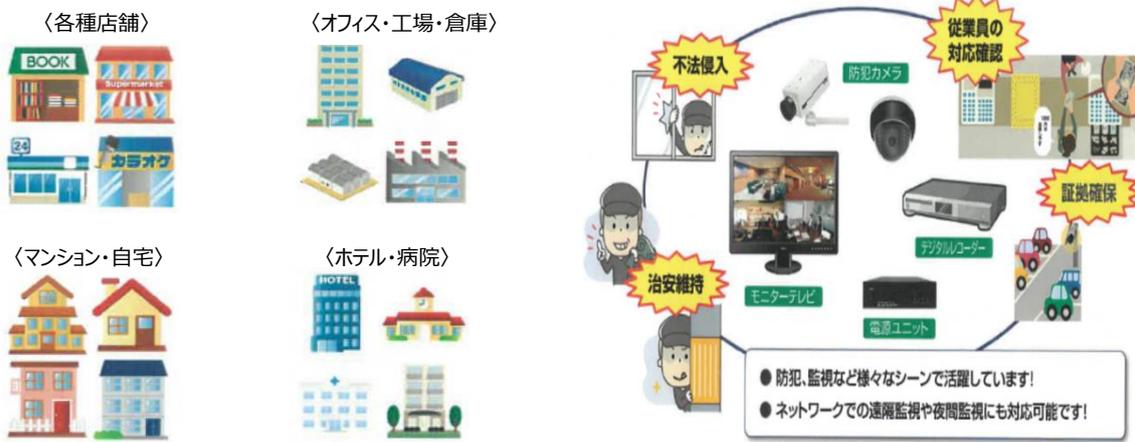
〈同社ホームページより〉

12

熊本銀行 **FFG** ビジネスコンサルティング

防犯カメラシステム

不法侵入・治安維持・証拠確保・従業員の対応確認など、様々なシーンで防犯カメラがネットワークでの遠隔監視や夜間監視を行っている。



〈同社ホームページより〉

セキュリティ機器販売

顧客のシチュエーションに合ったセキュリティ機器を提案し、各種防犯・防災グッズの販売も行っている。

種類	代表例
ホームセキュリティ機器	<ul style="list-style-type: none"> ● 非接触ICカード 警備の開始/解除や入退室管理などで使用する非接触ICカード。独自の暗号キーが設定されているため複製不可。
機械警備機器	<ul style="list-style-type: none"> ● マグネットスイッチ 窓や玄関扉など不審者の侵入口となる場所に設置して開閉を検知するセンサー。マグネットとセンサー本体の距離によって開閉を判別する。

「鹿児島市との業務委託契約」

同社は2013年6月から鹿児島市と福祉サービス「ひとり暮らし高齢者等安心通報システム*」の業務委託契約を締結している。システム機器設置前に女性調査員が訪問し、サービス利用者の不安が少しでも解消できるように利用者のペースに合わせてゆっくりと笑顔で対話することで信頼関係を築いている。

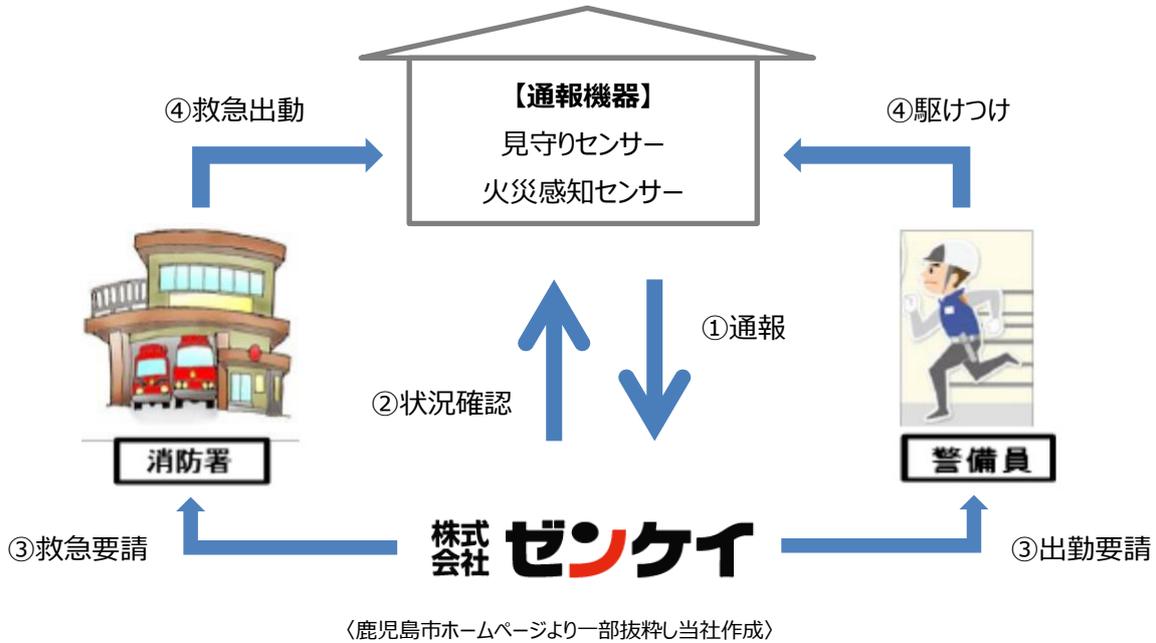
鹿児島市との業務委託契約以降のシステム機器の設置件数は1,500件以上となっており、利用者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けていけるよう、調査員・待機警備員・管制職員と連携を図り、サービスの向上を目指している。



〈同社ホームページより〉

*「ひとり暮らし高齢者等安心通報システム」の概要

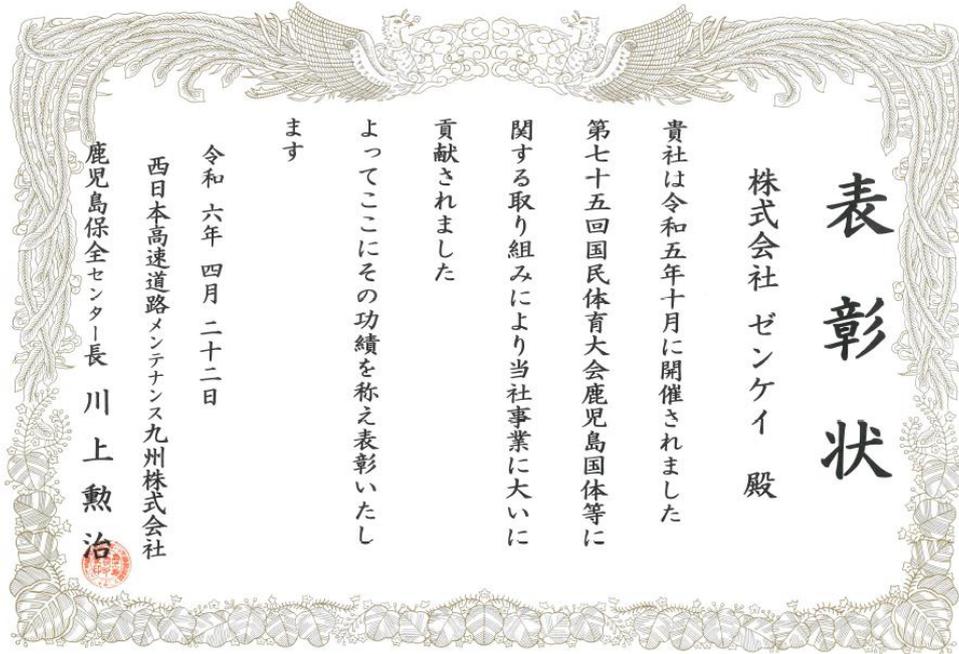
安心通報システム	急病や事故、火災などの緊急時に、家庭に設置された通報機器のボタンやペーダントボタンを押した時や、センサーにより異常を感知した時に同社に通報され、警備員が自宅に駆け付け、必要に応じて救急車の出動要請を行う。	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 65歳以上のひとり暮らし高齢者の世帯または高齢者のみの世帯で、世帯全員が病弱なため日常生活を営む上で常時注意を要する世帯 ● 65歳以上の高齢者のみの世帯で同居する一人が重度の要介護状態にある世帯 ● 80歳以上のひとり暮らし高齢者世帯 	
費用 (月額負担額)	生活保護受給世帯 市民税非課税世帯 市民税均等割課税の方がいる世帯	無料



〈ひとり暮らし高齢者等安心通報システムにおける通報内容の内訳(2024年2月～2025年1月)〉

種別	件数	主な理由
緊急搬送	137件	気分が悪い(20件)、息苦しい(5件)、胸が苦しい(5件)、体調不良(4件)、お腹が痛い(3件)、他(急病・ケガなど)
救 助	398件	転倒して起き上がれない(53件)、ベッドから落下して起き上がれない(51件)、家族からの安否確認依頼(23件)、開錠依頼(16件)、車椅子から落ちて動けなくなった(11件)、椅子から滑り落ちた(5件)、ブレーカー落ちの復旧(87件)、機械からの異音対応(5件)、家族を呼んでほしい(4件)、他(身体的不調、介護要請など)

同社は2023年10月に開催された第75回国民体育大会鹿児島国体に天皇皇后両陛下が鹿児島県へご訪問された際、大会会場まで安全にご案内するため、高速道路での規制などの措置を含めた警備業務を同社の高速警備隊が担当し、その取り組みを評価され表彰を受けている。



〈高速警備隊の業務風景〉



〈同社提供資料〉

1-4 特色・業界動向

【業界の特色】

警備業が社会に広く認知されはじめたのは、東京オリンピック(1964年)の選手村の警備がきっかけである。その後、高度経済成長期における企業の合理化と雇用の拡大を背景に急速に発展してきた背景がある。

警備業は下記4つに分類される。これらは警備業法に基づいて業務を行うものとされている。

分類	種類	内容	
1号業務	施設警備	大きな企業や百貨店、病院などの施設の中での警備。施設の中を見回り、不審者や危険物がないかのチェック、施設の入り口で出入りする人や車の管理、防犯カメラの映像を監視する業務。	施設警備 巡回警備 保安警備 空港保安警備 機械警備
2号業務	雑踏警備 交通誘導警備	道路工事や土木工事、お祭りやライブイベントなどの現場で交通誘導や雑踏整理を行い、通行人や車両による事故やトラブルが起きるのを防ぐ業務。	交通誘導警備 雑踏警備
3号業務	運搬警備	現金、貴金属、美術品などを運んでいる際の盗難や事故を防ぎ、対象物を目的地まで安全に輸送し、契約先に引き渡す業務。	貴重品運搬警備 核燃料物質等危険物運搬警備
4号業務	身辺警備	一般的に「ボディーガード」と言われ、政財界の要人や芸能人といった有名な人から一般市民まで、契約者の身体の安全を守る業務。	身辺警備

1号業務



施設警備

2号業務



雑踏・交通誘導警備

3号業務



運搬警備

4号業務



身辺警備

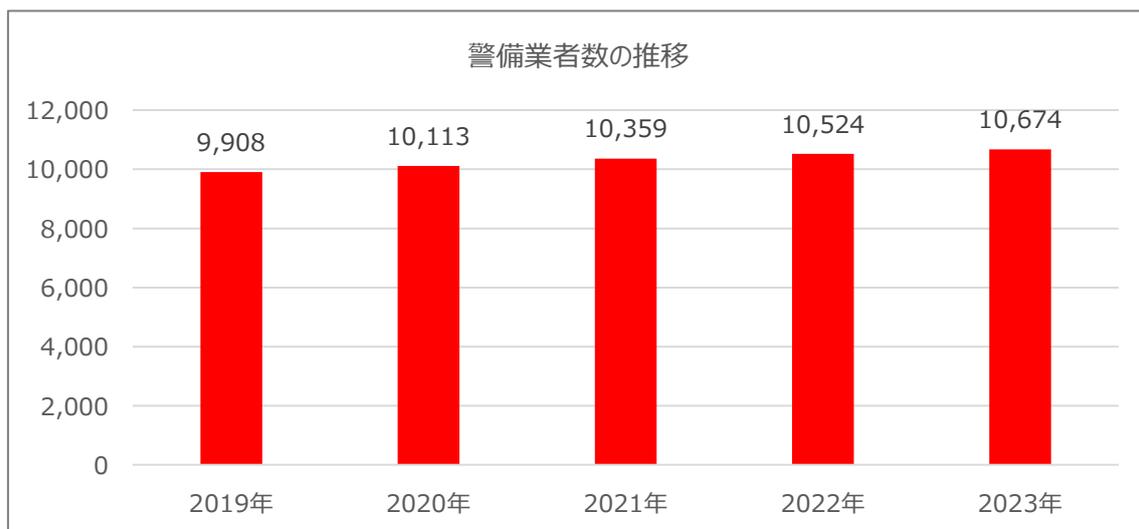
〈一般社団法人全国警備業協会ホームページより当社作成〉

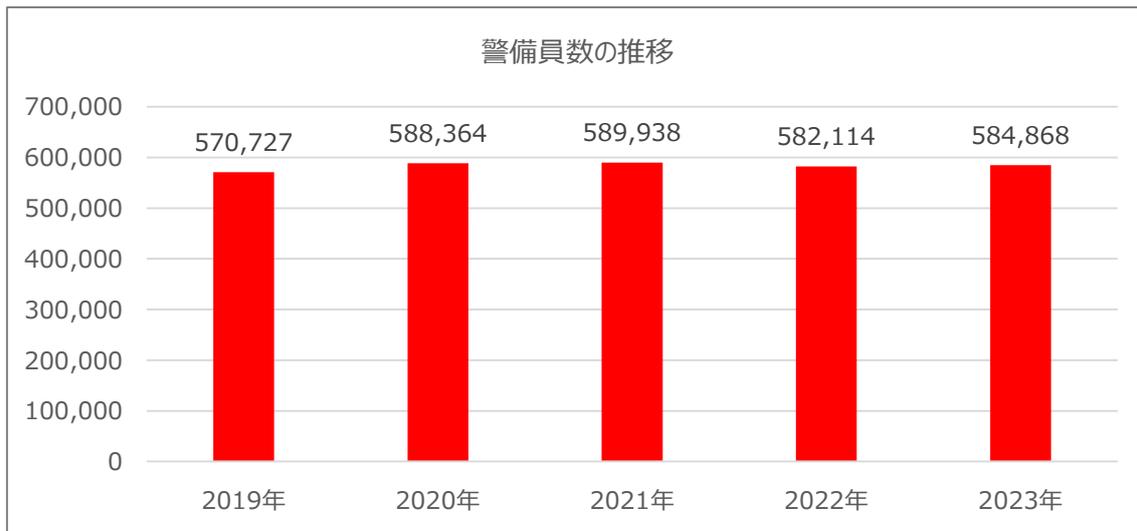
上記の業務を遂行するにあたり単に業務を遂行するのではなく、顧客のニーズに応じた柔軟な対応が求められている。同社は主に下記のことを警備業務全体において意識して業務を行っている。

専門性
<ul style="list-style-type: none"> ●警備員は特定の訓練や資格を持っており、犯罪防止や緊急時対応に関する専門知識を有している。これにより、高度なセキュリティを提供できる。
法的規制
<ul style="list-style-type: none"> ●日本では「警備業法」に基づいて運営されており、登録制度や資格要件が設けられている。これにより、業界全体の信頼性が確保されている。
テクノロジーの導入
<ul style="list-style-type: none"> ●CCTVやアラームシステム、AI技術などの最新テクノロジーを活用したセキュリティ対策が進んでいる。これにより、効率的かつ効果的な警備が可能になる。
社会的役割
<ul style="list-style-type: none"> ●警備業は公共の安全を守る重要な役割を担っている。犯罪抑止や災害時の対応など、地域社会への貢献が期待されている。
顧客とのコミュニケーション
<ul style="list-style-type: none"> ●警備員は現場で直接顧客と接するため、良好なコミュニケーション能力が求められる。信頼関係を築くことが重要である。

《市場動向》

自然災害やテロリズムの脅威が高まる中で、安全対策への関心が高まり、企業に対する警備サービスの需要は増加している。警視庁が公表している「令和5年における警備業の概況」によると、2023年12月末現在の警備業者数は前年比1.4%増加、同じく警備員数は0.5%増加している。





〈警視庁ホームページより当社作成〉

また、防犯に対する一般消費者の意識の高まりから、住宅への警備システムの導入も高まっている。更には、新しいビジネスモデルとしてサブスクリプション型のセキュリティサービスや、クラウドベースの監視システムなど、新しいビジネスモデルが登場しており、警備に対するニーズは多様化している。

【課題と展望】

近年は東日本大震災・熊本地震・能登半島地震などの大規模地震が頻発しており、今後も同規模程度以上の地震が発生する可能性は高いものと推察される。このような大規模自然災害への対応として、警備の強化が求められており、警備サービスへの需要が今後高まると予想される。

人口動態で見ると、今後は高齢化社会が進み、核家族の影響で高齢者の単身世帯が増加している中で、防犯対策や安否確認の目的で遠隔地から確認できるサービスの需要も増加している。また、IoTやAI技術を活用した新しいセキュリティサービスも見込まれ、同業他社との価格競争が激しくなることが予想される。

警備員数については、先述の通り2023年度は対前年度と比較して増加しているものの、直近5年間でみると2021年度をピークとして減少している。業界全体として人手不足に悩まされており、専門的知識を持つ人材の確保が難しくなっていることから業界全体で人材育成が求められている。

【業界動向を踏まえた同社の対応】

同社は大半の同業他社と同様に、主力となるのは人的サービスの提供であるが人材不足が課題となっている。同社の対応として【社会面の取り組み内容】(P22以降)にて後述するが、人手不足に対する人材確保に向けた取り組みおよび労働環境改善の取り組みが必要不可欠である。

2.サステナビリティ活動

2-1 Sustainable Scale Index を通じた ESG/SDGs の取り組み内容

当行では、株式会社福岡ファイナンシャルグループの 100%子会社であるサステナブルスケール社と九州大学が共同で構築したスコアリングモデル「Sustainable Scale Index」を用いて、企業の ESG/SDGs の取り組みを指標化し、評価している。

スコアリングモデルは約200項目の二者択一方式で構成しており、類似同業者との相対評価で、回答企業の立ち位置を把握することが出来る。

Sustainable Scale Index で抽出された同社の SDGs の取り組みは以下のとおりである。

SDGs 取組内容	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業承継計画保有 ● CSR/サステナビリティ関連部署の設置
	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ投資の実施 ● 高齢者の延長雇用制度の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ● —
	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全衛生方針の策定
	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員の研修及びキャリア開発をサポートする会社方針の策定
	<ul style="list-style-type: none"> ● ジェンダー平等に関する方針の策定 ● コンプライアンスやハラスメントに関する相談窓口や通報窓口の設置
	<ul style="list-style-type: none"> ● —
	<ul style="list-style-type: none"> ● ハイブリッド車導入、電気自動車導入

SDGs 取組内容

	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいを持つ従業員の採用 ● フレックスタイム制の導入 ● 児童労働に関する会社方針の策定
	<ul style="list-style-type: none"> ● ハイブリッド車導入、電気自動車導入
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の延長雇用制度の整備 ● コンプライアンスやハラスメントに関する相談窓口や通報窓口の設置 ● コミュニティ投資の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ● —
	<ul style="list-style-type: none"> ● ハイブリッド車導入、電気自動車導入 ● 廃棄物・分別・リサイクル推進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 社有車の電気自動車への切り替えを実施している
	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物削減・分別・リサイクル推進
	<ul style="list-style-type: none"> ● —
	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令順守の徹底 ● コンプライアンスやハラスメントに関する相談窓口や通報窓口の設置
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元人材の積極的採用 ● ボランティア活動の実施 ● 地域の福祉・スポーツ・芸能活動に対し、協賛・寄付や活動の実施

〈SSIIndex より抜粋〉

2-2 ESG の取り組み

【環境面の取り組み内容】

- ① 脱炭素社会実現に向けた活動
- ② ゴミ・リサイクル資源の分別・管理

◀ ①脱炭素社会実現に向けた活動 ▶

同社では、脱炭素社会実現に向けた取り組みとして事務所内のLED照明や低燃費車の導入を行っている。LED照明においては100%のLED化を実施している。営業車両において、同社の事業エリアが県内全域と広範囲、かつ社用車を用いた出勤回数も多い等、利用頻度並びに移動距離も相応にあることから、低燃費車導入による環境負荷低減の取り組みを行っている。社用車台数96台のうち、HV車および電気自動車の保有台数は15台(保有割合15.6%)である。今後は老朽化している車や車検の満了日、リース期間終了等に合わせて順次低燃費自動車へ切り替えていく方針である。

◀電気自動車▶



〈同社提供資料〉

◀ ②ゴミ・リサイクル資源の分別・管理 ▶

同社は、リサイクル率向上の取り組みとして、社内で発生するゴミ・リサイクル資源の種類を特定し、種類ごとに収集箱を設置し分別廃棄を行っている。また、同社および従業員家族に対し、ペットボトルはラベル無しの商品購入を推奨するなどしてエコ活動の取り組みを行っている。



〈同社提供資料〉

【社会面の取り組み内容】

- ① 労働環境の改善
- ② 人材育成
- ③ ダイバーシティへの取り組み
- ④ 社会貢献活動
- ⑤ 災害対応

« ①労働環境の改善 »

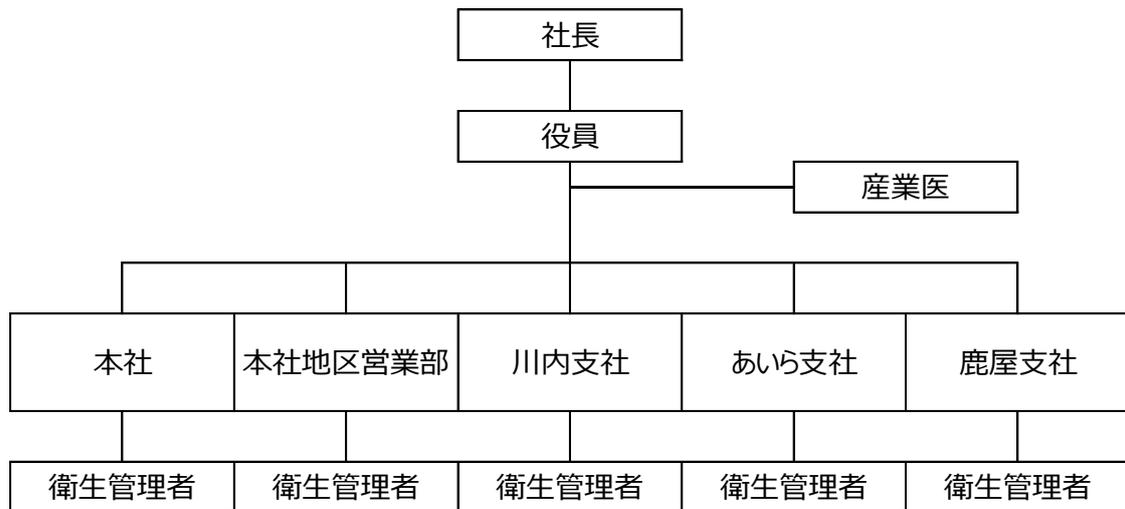
〈労働安全衛生管理〉

同社では事業活動において健康で快適な職場づくりを目的として「安全衛生委員会(以下、委員会)」がある。

委員会の主な議題は「1か月の稼働時間・残業時間管理」「有給取得管理」「現場巡察報告」「各支社・事業所で起きてる労働環境面においての問題点の共有・改善」など、従業員の健康や安心・安全に関するテーマを挙げて、本社・支社・事業部の衛生管理者が協議を行っている。

委員会は50名以上の従業員が所属する、本社・支社・事業部において各衛生管理者が毎月1回実施し、報告書および議事録を作成している。

«安全衛生委員会 組織図»



同社は上記の組織図のもと、委員会を定期的に適切に運用していくことで、労働災害事故件数ゼロを目指していく。

また、今後ウェアラブルカメラを導入し、警備現場を安全に保つことや、警備サービスの品質の向上、遠隔での警備支援、社内でのOJTなどで活用する取り組みを検討している。

〈労働災害事故件数〉

	2022年度	2023年度	2024年度
労働災害件数	5件	5件	5件
(業務災害)	(4)	(3)	(5)
(通勤災害)	(1)	(2)	(0)

同社における直近期の業務災害において、本人の不注意により怪我をした案件が複数あった。同社では各業務のマニュアル遵守の徹底、定期的な委員会での情報共有、今後導入を予定しているウェアラブルカメラを使用したOJTの活用等で原因究明などを行い、従業員一人ひとりの通勤途中・業務中における労災事故ゼロを目指していく。

〈勤務条件や労働環境改善の主な内容〉

		勤続年数	付与日数
休暇制度	有給休暇制度の整備	6か月～1年6か月	10日
		1年6か月～2年6か月	11日
		2年6か月～3年6か月	12日
		3年6か月～4年6か月	14日
		4年6か月～5年6か月	16日
		5年6か月～6年6か月	18日
		6年6か月以上	20日
	産前産後休業	産前6週間、産後8週間を産前産後休業として制定	
	育児休業等	1歳に満たない子を養育するために必要がある時は、1歳6か月まで取得できる。育児休業・休暇から復帰する際も職場に戻りやすい雰囲気づくりを行っている。	
	介護休業等	要介護状態にある家族の介護通院などの付き添い、または対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族に必要な世話をする従業員に対し、介護休業を制定しており、介護のための短時間勤務も可能としている。	
	休暇取得の推奨	止むを得ず休日出勤する場合は、あらかじめ振替休日を指定させ、従業員が確実に休暇取得できる取り組みを行っている。休暇制度を制定するだけでなく、休暇取得をし易くなるよう、所属の部署内で業務を分担し合い、休暇者以外の社員の負担を極力軽減するよう努めている。	
福利厚生 他	健康診断	採用時および毎年1回定期に健康診断を行うと同時に、心理的な負担の程度を把握するためにストレスチェックを実施している。	
	資格手当の支給	従業員が取得した資格に応じて資格手当を毎月支給している。	

<休暇取得の推進>

同社は「一般事業主行動計画*」の中で、「育児休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備」を目標に掲げており、対策として「女性の育児休業取得率100%、男性社員の育児休業取得率50%以上を目指す」としている。

また、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整えるために有給休暇を「年6日以上を取得を目指す」としている。このことは同社の社内新聞や各安全衛生委員会にて制度案内および現状報告などを実施することで従業員へ取り組み状況の見える化を行い、休暇取得の推進を図っている。

*「改正女性活躍推進法」に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって計画期間・目標・目標達成のための対策及び実施時期を定めたもの。

<ハラスメント対策>

働きやすい職場環境を形成するため、同社は各種ハラスメントの防止にも努めている。専門の担当部署や担当者(男女各1名)、相談窓口や通報窓口を設置している。万が一ハラスメントなどの事象が発生した場合、相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いを行わない対応を徹底し就業規則にて明記している。

<ハラスメント研修風景>

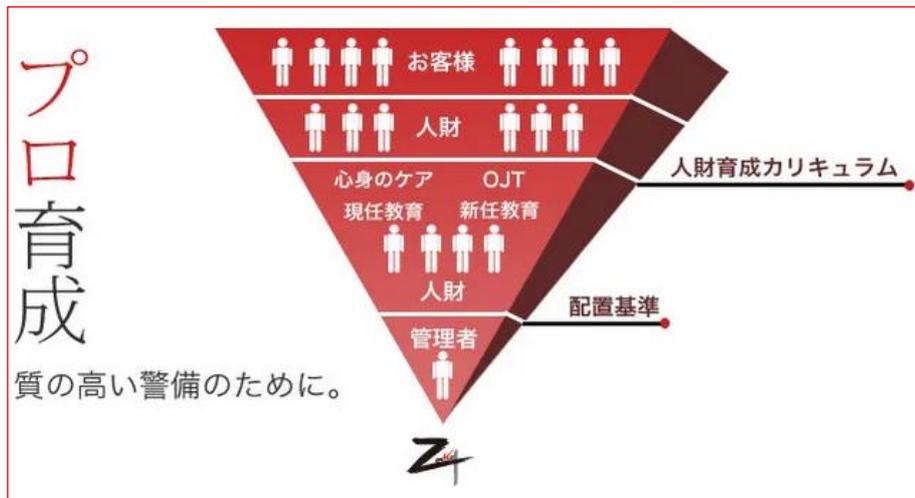


<同社提供資料>

« ②人材育成 »

同社は「人材」を『人財』という意識も持って育成に取り組んでいる。すべての基本は「人」であり、時代がどのように変化しても変わらないものこそ「人」とあるという考えである。同社の中期事業計画(2020年度～2025年度)の強化項目として「人材募集」「人材確保」「人材育成」「社員満足度」「顧客満足度」「営業強化」の6項目を掲げており、3項目は「人材」に関する項目となっている。

同社は警備の社会的責任の大きさを考え、警備業法に基づく教育はもちろん、各種資格の取得にも力を注いでいる。また、同社はスポーツによる資質向上にも努めており、礼儀礼節を重んじ、屈強な体力と気力を備え、任務遂行に全力を尽くす人材を育成している。



〈同社ホームページより〉

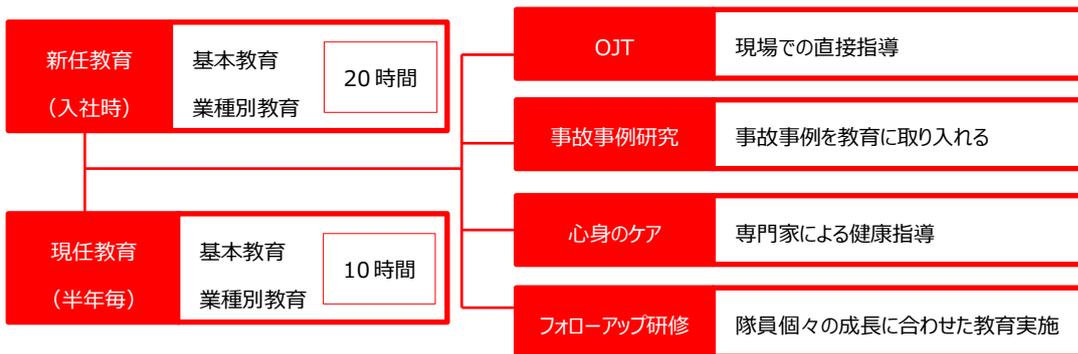


〈同社提供資料より一部抜粋〉

〈人材育成プログラム〉

警備業は警備業法の関係規則、「警備員等の検定等に関する規則」（以下、規則）において、業務毎にその検定合格警備員の配置基準が示され、義務化されている。

警備業務を行うにあたっては、多様化する犯罪や危険を察知・回避する危機管理能力の向上が必要である。今後厳しくなる警備員の配置基準に対応するため、同社では資格取得者を育成していくことを目指し、あらゆる警備のご要望に応えられる警備員の育成と質の高い警備の提供に取り組んでいる。



〈配置基準〉

施設警備	現在、空港などの特定施設は施設警備1級または2級の資格者の配置が義務付けられている。今後は、ライフラインに関する建造物の他、病院や公共性の高い建造物、大型商業施設等にも配置が義務付けられていく可能性が高くなっている。
イベント警備	イベント警備(雑踏警備)を行う場合、規模やエリアに応じて雑踏警備2級資格者以上の資格者の配置が義務付けられている(エリアが広範囲な場合は、1級資格者が必要)。
交通誘導警備	「高速道路、自動車専用道路」または、「各都道府県公安委員会が定めた道路(国道や県道の一部)」で交通誘導が必要な場合は、交通誘導2級資格者を1人以上配置することが義務付けられている。

〈資格取得支援〉

同社は事業運営に必要な各種資格の取得を推進しており、従業員が取得した資格に応じて資格手当を支給している。同社従業員の現在の保有資格は殆どが警備に関連したものであるが、これからの超高齢化社会や障がい者への接客・対応の重要性を認識しており、また、前述した「ひとり暮らし高齢者等安心通報システム」業務も今後重要性を増していくものと見られ、「サービス介助士」の資格取得を奨励していく方針である。

資格取得者は社内新聞に掲載して社内へ周知することで、従業員の更なるモチベーションや労働意欲の向上に繋がる取り組みを行っている。

〈資格保有者一覧(2025年1月現在)〉



〈同社提供資料〉

交通誘導警備業務1級	5名
交通誘導警備業務2級	100名
施設警備業務1級	13名
施設警備業務2級	54名
貴重品運搬警備業務1級	1名
貴重品運搬警備業務2級	24名
雑踏警備業務1級	5名
雑踏警備業務2級	48名
空港保安警備業務1級	1名
空港保安警備業務2級	1名
自衛消防業務講習終了者	6名
警備員指導教育責任者 (1号)	26名
警備員指導教育責任者 (2号)	30名
警備員指導教育責任者 (3号)	9名
警備員指導教育責任者 (4号)	8名
機械警備業務管理者	10名
特別講習事業センター講師	3名
セキュリティ・プランナー	4名
応急手当普及員	7名
防火管理者	7名
列車見張員	1名

〈人材採用の強化〉

警備業業界全体として人手不足の状況下、同社は事業の持続可能性を高めるためにハローワークや求人誌・広告等での採用活動だけでなく、同社独自の取組も行い高齢者、障がい者問わず、様々な人材の積極的な採用の強化に努めている。

〈採用強化の取組み〉

人材紹介者制度	従業員が知人などに同社への就職を案内して就職した際に、一定の条件のもと、紹介者に対し報奨金を支給している。
同社が協賛している社会人野球クラブチームの選手の受入れ	同社は2017年7月から社会人野球クラブチーム『鹿児島ドリームウェーブ』のスポンサー企業であり、同社の従業員として選手の受入れを行っている。現在5名在籍しており、2025年4月より1名採用が決まっている。
各支社・営業所での休憩スペースの提供およびフリードリンク制の導入	同社の従業員(事務職の除く)は通常、自宅から勤務する現場へ直行し、勤務終了後は直帰するが、休憩時間や所用で各支社や営業所へ行った際に自由に休憩したり飲み物や軽食類(お菓子など)を無償で提供している。

従業員紹介者制度 キャンペーンについて

令和5年7月1日からスタートした従業員紹介者制度のキャンペーンですが、現在も継続中です。求職中の方を紹介していただき、入社して150時間勤務後～採用5年後まで報奨金が支給されます。

(紹介者  採用者  に報奨金が支給されます。)

皆様の周りに就職活動中の方がいらっしゃいましたらぜひご紹介ください。



〈報奨金の内容〉

支給時期	紹介者 	採用者 	備考
①150H勤務後			紹介者制度キャンペーン
②300H勤務後			紹介者制度キャンペーン
③採用1年後			2・3・4年後同額支給
④採用5年後			5年で終了

〈休憩室の風景〉



〈野球クラブチーム〉



〈同社提供資料〉

《同社採用状況》

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
新卒採用	0	2	3	1	2
（男性）	(0)	(2)	(3)	(1)	(2)
（女性）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
中途採用	42	58	69	93	82
（男性）	(36)	(51)	(65)	(86)	(78)
（女性）	(6)	(7)	(4)	(7)	(4)
合計	42	60	72	94	84

《 ③ダイバーシティへの取り組み 》

〈女性社員の活躍推進〉

「改正女性活躍推進法」では、「一般事業主行動計画」の策定が、常時雇用する労働者が301人以上の企業に義務づけられている。同社の全従業員のうち、女性の割合は9.8%であり、全国の警備業男女構成比の女性割合6.4%を上回っている。同社は「一般事業主行動計画」において「従業員に占める女性従業員の割合を15%に増加させる」、「女性従業員の育児休業取得率100%」を目標に掲げている。産前産後休暇・育児休暇からの復職後も短時間勤務制度を利用して子育てと両立できる職場環境を構築している。

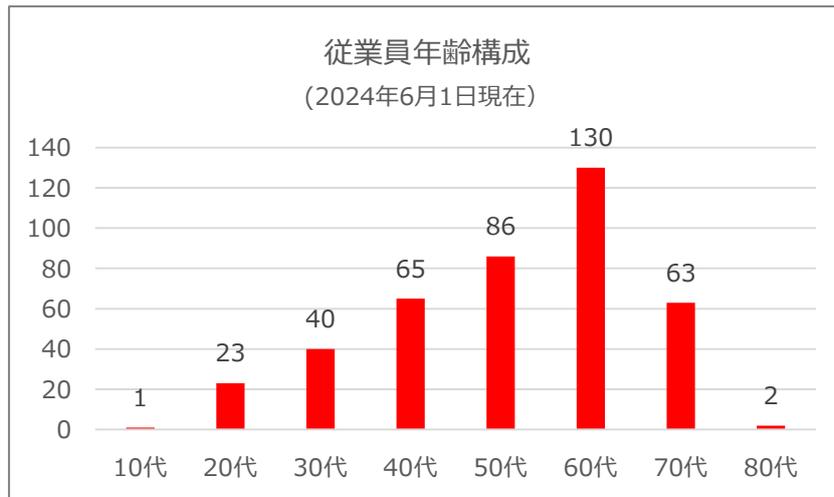
警備業	男女計 (人)	男女		男女計に占める割合 (%)	
		男 (人)	女 (人)	男 男女計に占める割合 (%)	女 男女計に占める割合 (%)
全 国	534,983	500,531	34,452	93.6	6.4
同 社	410	370	40	90.2	9.8

〈警視庁「令和5年における警備業の概況」及び同社資料にて当社作成〉

〈高齢者再雇用制度・障がい者雇用〉

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にすることが義務づけられている。民間企業の法定雇用率は2.5%であり、従業員40人以上に対し1人以上の雇用が必要な中、同社は14名雇用しており、法定雇用率の基準を満たしている。

また、定年退職後(60歳以降)の延長雇用制度も策定している。現在60代以上の従業員は195名であり、全体の47.5%となっている。



◀ ④社会貢献活動 ▶

〈清掃活動〉

同社全体で一堂に会して清掃活動を行ってはいないが、同社の業種柄、祭りや様々な大会などのイベント会場での警備業務があるが、その際の業務終了後は自主的にゴミ拾いや整理整頓を行うよう従業員自ら心掛けている。

〈ボランティア活動〉

同社は、警備業務サービスの契約先やAEDを導入している先を対象として、刺又の使用方法・催涙スプレーの使用方法・その他防犯に役立つ用具紹介などの防犯教育や訓練を社会貢献活動の一環として実践している。

〈寄付活動・協賛活動〉

同社は鹿児島県内や地域で行われるイベントや災害地域への義援金、スポーツ振興に寄与するための協賛活動に積極的に取り組んでいる。

〈寄付活動〉

寄付先	寄付内容
太陽スポーツクラブ	寄付金
特定非営利法人	寄付金
U-15ラグビー-鹿児島	寄付金
鹿児島ドリームウェーブ	寄付金
鹿屋体育大学硬式野球部	寄付金
鹿屋商工会議所	能登半島地震義援金
鹿児島法人会 おぎおんさあ(祇園祭)	寄付金
紫原わくわく子ども支援の会	寄付金

〈BCP 策定の取り組み〉

BCP(Business Continuity Plan)とは、地震や台風などの自然災害、新型インフルエンザなどの大規模感染、テロ等の非常事態が発生した場合に、重要な事業を継続する為の方法や手段を取りまとめた計画である。

東日本大震災において企業の多くが貴重な人材を失ったり、設備を失ったことで廃業に追い込まれた。また、被災の影響が少なかった企業においても復旧が遅れ、自社の製品・サービスが供給できずに回復が遅れ、事業を縮小し、場合によっては従業員を解雇しなければならないケースもあった。

鹿児島県は鹿児島市街の沖合3キロの鹿児島湾に火山島『桜島』がある。現在も噴火活動があり、将来大規模噴火が発生した場合は地域の生活やインフラに多大な影響を及ぼす可能性がある。

同社はそのような緊急事態などにおいても従業員とその家族、地域の安全を確保しながら自社の事業を継続することを目的として2020年にBCP計画を策定しているが、当社の規模から鑑みると計画の項目数が少なく、内容も漠然とした簡易版であり、また、途中で組織変更もありきちんと機能していない部分があった。そのため今年度においてBCPの再策定作業を行っており、次年度より新BCPに基づいて定期点検や訓練を毎年度実施していく予定である。

同社のBCPは以下の項目ならびに内容で策定を検討している。

〈BCPの概要(2025年2月末時点。変更の可能性あり)〉

項目	内容	
BCP策定の目的	本計画は、緊急事態(地震の発生など)においても、従業員及びその家族の安全を確保しながら自社の事業を継続し、ひいては地域住民の暮らしや経済活動の安定に寄与していくことを目的として策定する。	
BCPの基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員・顧客の安全確保を最優先する。 ● 契約先への供給責任を果たし、契約先からの信用を守る。 ● 会社の経営を維持し、従業員の雇用を守る。 ● 災害復旧事業の中で、警備業に求められるニーズに応える。 ● 地域との協調、連携、貢献に努める。 	
重要商品	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時においても、自社で優先的に継続もしくは復旧させる商品・サービス(重要商品) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 警備先(契約先)への従業員の配置 ✓ 機械警備業務の継続
被害想定	<ul style="list-style-type: none"> ● 想定リスクとインフラ・会社への影響 ● 被害想定と事業継続への影響度分析 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 想定リスクの設定(会社拠点の全体及び個々に甚大な被害が発生した災害) ✓ 緊急時の自社の被害状況と事業継続に与える影響度の想定
重要商品提供のための対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前対策の検討 	

<p>緊急時の体制 および 対応項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時の統括責任者 ● 緊急時の体制 ● 緊急時の対応手順 ● 復旧の可能性の判断 ● 復旧対応方針の決定および活動開始 ● 関係機関向け被害状況の報告 ● 被災時の注意事項 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地震等の災害発生により、緊急事態となった際の責任者の役割 ✓ 緊急時における対応手順 ✓ 被害状況の確認および復旧に向けた被害状況の分析 ✓ 被害想定に基づく基本対応方針の策定および活動(復旧目標・復旧対応方針・地域貢献活動) ✓ 被災状況の確認作業における記録および被災状況の写真撮影
<p>BCPの運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● BCPの定着 ● BCPの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ BCPの重要性や進捗状況等を社内に周知するため、従業員に対する定期的な教育・訓練の実施 ✓ BCPの実効性を確保するための見直し基準の策定

〈同社提供資料より一部抜粋〉

【コーポレートガバナンス】

- ① 適切な情報開示と透明性の確保、取締役会の責務
- ② 情報管理

◀ ①適切な情報開示と透明性の確保、取締役会の責務 ▶

コーポレートガバナンス(企業統治)は株主をはじめとするステークホルダーのために、経営者が適切な意思決定を行うことを確保するための仕組みであり、企業不祥事の防止(経営の透明性の確保)と企業の持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目的としている。東京証券取引所(JPX)では上場企業のコーポレートガバナンスの指標となる「コーポレートガバナンス・コード」を策定、コーポレートガバナンス・コードの基本原則として「株主の権利平等性の確保」「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」「適切な情報開示と透明性の確保」「取締役会の責務」「株主との対話」を定めている。

同社は「適切な情報開示と透明性の確保」「取締役会の責務」の2つについて特に意識して取り組みを行っている。

◀適切な情報開示と透明性の確保▶

同社では労災事故が発生した場合は労働基準監督署に報告している。また、不祥事件発生の際はホームページなどで対外的に公表する方針である。その他非財務情報に関して法令に基づく開示を適切に行い、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むこととしている。

◀取締役会の責務▶

同社において、企業戦略上の方向性は代表取締役を含めた取締役にて共有しており、最終的な経営判断は代表取締役を含めた取締役会にて決定している。適切なリスクテイクを支える環境整備を取締役に於いて行っており、経営陣の役割・責務を適切に果たす体制を構築している。

◀ ②情報管理 ▶

同社では顧客情報と営業秘密の不正な取得使用及び開示、その他顧客情報及び営業秘密に係る不正行為を防止するため、情報管理規程を策定しており、顧客情報や営業秘密等が漏洩しないよう徹底している。また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に基づき、同社の取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために特定個人情報取扱規程を策定しており、同社役員および扶養家族の個人番号や個人情報の厳重な管理を行っている。

2-3 SDGs 登録制度への取り組み

【SDGs 登録制度】

鹿児島市は、市の特性や地域資源をさらに生かし、SDGsを共通目標として、多様な主体が連携・共同して“豊かさ”を実感できるまちづくりを進め、持続可能な社会を目指す提案を行い、2020年7月に「SDGs未来都市*」に選定されている。鹿児島市第2期SDGs未来都市計画(2023年度～2025年度)における鹿児島市のSDGsの推進に資する取り組みの中で、「情報発信」の中の一つに「かごしまSDGs推進パートナーの募集・登録」を掲げている。これはSDGsの理念を踏まえSDGsの推進に取り組む企業、その他団体等を推進パートナーとして登録するものであり、推進パートナーの取組みを広く発信することで更なる取組みの輪の拡大を図っている。

同社は2022年度にかごしまSDGs推進パートナーとして登録しており、以降の取り組み実績の对外公表を行っている。

*国がSDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を「SDGs未来都市」として選定するもの。全国で206都市が選定されている(うち、九州は29都市)。

〈2023年度に力を入れた取組み〉

ゴール	取組内容
	契約先企業にて、従業員のAED講習会を実施する事で、従業員の安全衛生のスキルを高め生産性を向上させる役割をした。
	警備員指導教育責任者や安全運転管理者等の社内講習会を実施し、従業員の交通ルールやマナーの向上と安全に関する意識付けを行った。
	自衛隊駐屯地援護センターを訪問し、長時間労働抑止のため中途採用拡大の案内をし、採用担当者様と今後の情報共有を確認した。

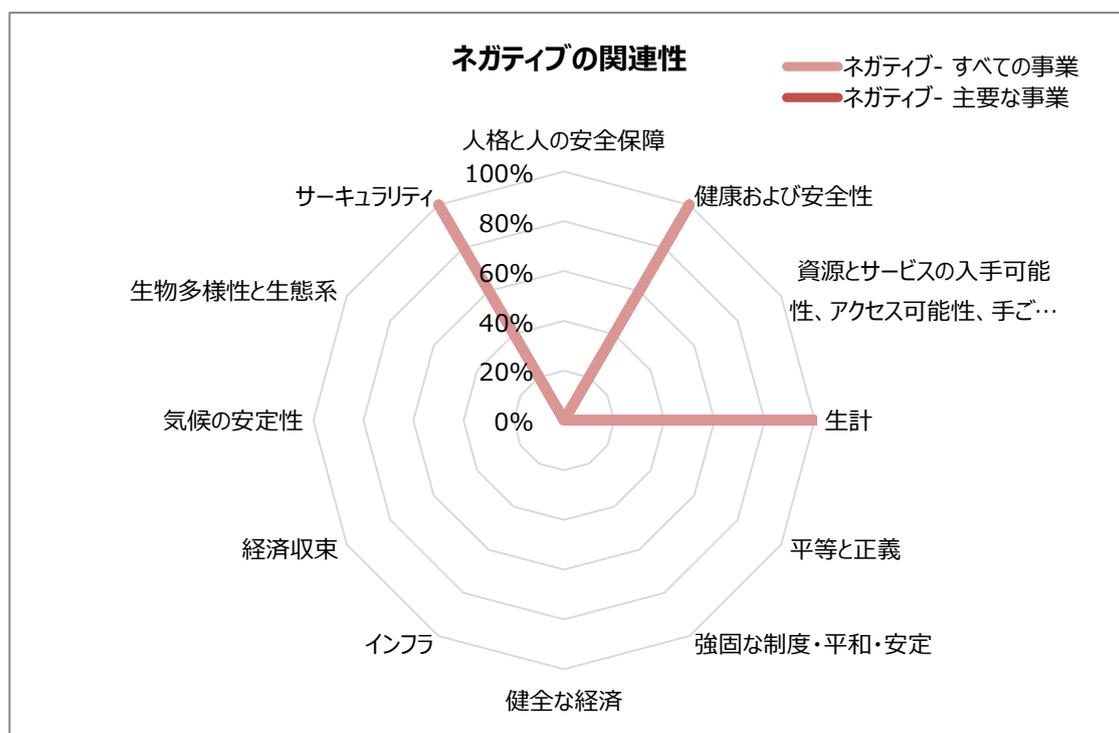
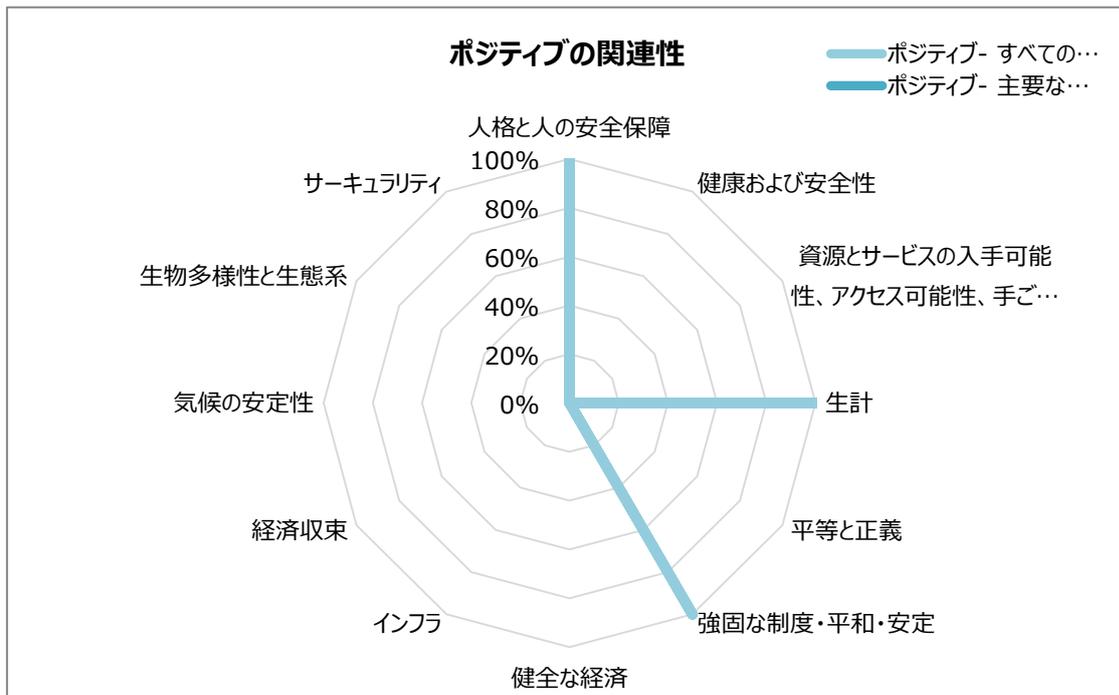


〈同社ホームページより〉

3. 包括的分析

3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析

同社の事業を、国際標準産業分類における「民間警備業（業種コード 8010）」、「セキュリティシステムサービス業（業種コード 802）」として整理した。その前提のもとで、UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて分析した結果、「紛争」「雇用」「賃金」「法の支配」に関するポジティブインパクト、「廃棄物」「健康および安全性」「賃金」「社会的保護」に関するネガティブインパクトが抽出された。



3-2 個別要因を考慮したインパクトエリア／トピックの特定

UNEP FIのインパクト評価ツールを用いたインパクト分析結果をもとに、同社のサステナビリティに関する活動におけるインパクトを特定する。

同社のサステナビリティに関する活動や事業活動を同社のホームページ、提供資料、ヒアリングなどから網羅的に分析するとともに、同社を取り巻く外部環境や企業の特徴等を勘案して、前述のインパクト分析結果により抽出されたポジティブ・ネガティブインパクトに対し、同社の活動により環境・社会・経済へ影響を与えるインパクトを特定した。

<UNEP FIのインパクト分析ツールによる事業ごとのインパクトおよび同社の個別要因を考慮し、特定されたインパクト>

インパクトエリア	インパクトトピック	セクター1:業種コード8010民間警備活動 売上割合95%		セクター2:業種コード802セキュリティシステムサービス活動 売上割合5%		全セクター UNEP FIのインパクト分析ツールによるインパクト エリア・インパクトトピック		同社および同グループの個別要因を考慮し、特定されたインパクトエリア・インパクトトピック	
		ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
気候の安定性									
生物多様性と生態系	水域								
	大気								
	土壌								
	生物種								
サーキュラリティ	資源強度								
	廃棄物		●		●		●		■
人格と人の安全保障	紛争	●		●		●		■	
	現代奴隷								
	児童労働								
	データプライバシー								
	自然災害								●
健康および安全性		●		●		●		●	
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水								
	食料								
	エネルギー								
	住居								
	健康と衛生								
	教育							●	
	移動手段								
	情報								
	コネクティビティ								
	文化と伝統								
ファイナンス									
生計	雇用	●		●		●		●	
	賃金	●	●	●	●	●	●	●	■
	社会的保護		●		●		●		●
平等と正義	ジェンダー平等								●
	民族・人種平等								●
	年齢差別								●
	その他の社会的弱者								●
強固な制度・平和・安定	法の支配	●		●		●		■	
	市民的自由								
健全な経済	セクターの多様性								
	零細・中小企業の繁栄								
インフラ									
経済収束									

■ : 追加したインパクト ■ : 削除したインパクト

<同社の事業活動やサステナビリティ活動を考慮し、追加・削除するインパクトエリア/トピック>

インパクトエリア	インパクトトピック	ポジティブ ・ネガティブ	追加 ・削除	理由
サーキュラリティ	廃棄物	ネガティブ	削除	同社の業種柄、廃棄物を発生させないため削除する。
人格と人の安全保障	紛争	ネガティブ	削除	同社の実態と乖離しているため削除する。
	自然災害	ネガティブ	追加	同社は今年度中のBCP策定の取り組みを行っているため追加する。
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	ポジティブ	追加	同社は中期事業計画に沿った人材育成の取り組みを行っているため追加する。
生計	賃金	ネガティブ	削除	同社は最低賃金を上回る給与体制であることから削除する。
平等と正義	ジェンダー平等	ネガティブ	追加	同社は女性活躍推進の取り組みを行っているため追加する。
	年齢差別	ネガティブ	追加	同社は高齢者雇用の取り組みを行っているため追加する。
	その他の社会的弱者	ネガティブ	追加	同社は障がい者を雇用し、法定雇用率の基準を満たしているため追加する。
強固な制度・平和・安全	法の支配	ポジティブ	削除	同社の実態と乖離しているため削除する。

3-3 特定されたインパクトエリア／トピックとサステナビリティ活動の関連性

同社の特定されたインパクトトエリア/トピックに対する、同社のサステナビリティ活動との関連性は以下のとおりである。

【社会面のインパクト（ポジティブ）】

インパクトエリア	インパクトトピック	取り組み内容
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格取得を奨励する取り組み ● ウェアラブルカメラ導入(OJTへの活用)への取り組み
生計	雇用	<ul style="list-style-type: none"> ● 新卒・中途採用の採用強化の取り組み ● 高齢者再雇用制度の整備
	賃金	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格取得者への資格手当の支給

【社会面のインパクト（ネガティブ）】

インパクトエリア	インパクトトピック	取り組み内容
人格と人の安全保障	自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ● BCP策定の取り組み
健康および安全性		<ul style="list-style-type: none"> ● ハラスメント対策への取り組み ● ウェアラブルカメラ導入の取り組み ● 労働安全の取り組み
生計	賃金	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格取得に伴う資格手当支給
	社会的保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格取得を奨励する取り組み
平等と正義	ジェンダー平等	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性従業員の活躍推進への取り組み
	年齢差別	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者再雇用制度の整備
	その他の社会的弱者	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の法定雇用率以上の雇用

4.KPIの設定

〈FFG〉ポジティブ・インパクト・ファイナンスでは、特定されたインパクト領域のうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、同社の経営の持続可能性を高める項目について、本ファイナンス期間において以下の通りKPIが設定された。なお、今回特定されたネガティブ・インパクトでKPIを設定していない理由は以下の通りである。

〈KPIを設定しない理由〉

インパクト	KPIを設定しない理由
年齢差別	延長雇用制度を策定し、高齢者雇用の取り組みを行っている。
その他の社会的弱者	障がい者の雇用において法定雇用率を満たしており、十分な対応を行っている。

《KPI①》

インパクトリーダーとの関連性	自然災害
インパクトの別	社会面/ネガティブ・インパクト/低減
テーマ/活動内容	● 災害時の出勤対応、被災者支援、地域支援を踏まえた BCP の策定
KPI (指標と目標)	◆ 2024年度中にBCPを作成し2025年度よりBCPに基づいて定期点検や訓練を毎年度実施していく。
SDGs との関連性	<p>11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。</p> <p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応能力を強化する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> </div> </div>

《KPI②》

インパクトリーダーとの関連性	① 教育 ② 健康および安全性、社会的保護
インパクトの別	① 社会面/ポジティブ・インパクト/増大 ② 社会面/ネガティブ・インパクト/低減
テーマ/活動内容	● 資格取得や設備導入等によるサービス品質の向上および人材育成 ● 労働安全の取り組み
KPI (指標と目標)	◆ 2030年度までにサービス介助士を3名取得させる。 ◆ 2030年度までにウェアラブルカメラを15台導入する。
SDGs との関連性	<p>4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。</p> <p>4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> <div style="text-align: center;">  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> </div>

《KPI③》

インパクトリーダーとの関連性	<ul style="list-style-type: none"> ① 雇用 ② ジェンダー平等
インパクトの別	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会面/ポジティブ・インパクト/増大 ② 社会面/ネガティブ・インパクト/低減
テーマ/活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性従業員の活躍推進の取り組み
KPI (指標と目標)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2029年度までに従業員に占める女性従業員の割合を15%以上とし、ファイナンス期間中はこれを維持する。
SDGsとの 関連性	<p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>8 働きがいも 経済成長も</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> </div> </div>

5. マネジメント体制

同社では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役上笹貫祥寛氏を最高責任者、総務部長東大志氏を管理責任者とし総務部を実務担当部署とする。社内を横断的に総務部がサステナビリティ活動を管理・運営することで、全社一体となって目標を達成していく体制を造り上げている。

最高責任者	代表取締役 上笹貫 祥寛
管理責任者	総務部長 東 大志
担当部署	総務部

6. モニタリング体制

本件で設定したKPIの進捗状況は、当行の担当者が年に1回以上、同社との会合を設けることで確認する。当行はモニタリングの結果を検証し、当初想定と異なる点があった場合には、同社に対して適切な助言・サポートを行い、KPIの達成を支援する。

モニタリング期間中に達成したKPIに関しては、達成後もその水準を維持・向上していることを確認する。なお、経営環境の変化などによりKPIを変更する必要がある場合には、当行と同社で協議のうえ、再設定を検討する。

以上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、当行と株式会社 FFG ビジネスコンサルティングが共同で作成したものです。
2. 本評価書は、当行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する同社から供与された情報と、当行と株式会社 FFG ビジネスコンサルティングが独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。
4. 本評価書の著作権は当行ならびに株式会社 FFG ビジネスコンサルティングに帰属します。当行ならびに株式会社 FFG ビジネスコンサルティングによる事前承諾を受けた場合を除き、本評価書に記載された情報の一部あるいは全部について複製、転載、または配布、印刷など、第三者の利用に供することを禁じます。

<評価書作成者および本件問い合わせ先>

株式会社福岡銀行営業統括部
サステナビリティ推進グループ
兼 FFGビジネスコンサルティング
青木 良和

〒810-8693
福岡市中央区大手門1-8-3
TEL092-723-2512